

**鳥取県告示第 453 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 18 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉江北線	倉吉市小田字樋ノ口尻 30-3 地先から同市新田字土手下通 310 地先まで	平成19年 5 月19日
上井北条線	倉吉市上井字小河原 332-5 地先から同市小田字下河原 655 地先まで	〃